

後期高齢者医療制度

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります



10月1日から、一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者（75歳以上の方など）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割の方）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者※	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。昨年の所得をもとに8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります。

窓口負担割合が2割となる方には

負担を抑える配慮措置があります

施行後3年間（2025年9月30日まで）は、2割負担となる方には、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を1か月3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

払い戻し分は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座に後日払い戻されることとなります。2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月から10月頃に申請書を郵送する予定です。

※注意※ 電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

■配慮措置が適用される場合の計算方法

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895
 県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805
 厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719
 ※不審な電話があったときは最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にご連絡ください！

県立美術館 展覧会

現在、日本画家として活動する気鋭の画家たちによる作品を通して、明治・大正・昭和の激動期から平成を経て令和に至る「日本画」が、その歴史上に今も存在するのか、それともピリオドを打ったのか、もしくは「新しい日本画」が誕生したのかということ問いかける企画展です。

■展覧会名 日本画のゆくえ—継承と断絶・模倣と創造

■会期 3月21日(月・祝)まで

■開館時間 午前9時30分～午後5時

■休館日 月曜日 (3月21日は開館)

■観覧料金

一般900円 大高生600円 中学生以下 無料

■問い合わせ先 県立美術館 ☎028(621)3566